

マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236

事例1 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出すとする女性の来訪

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代 女性)

事例2 早く手続きをしないと刑事問題になるという不審な電話

(70歳代 男性)

アドバイス

○マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。

○不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

○万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

困ったときには消費生活センターにご相談ください。

マイナンバー制度の問い合わせ先

☎ 0570・20・0178



(国民生活センター発行「見守り新鮮情報235号」より) ひっかからないカマ

広島県心身障害者扶養共済制度のご紹介

問い合わせ 福祉課 ☎ 2146

制度の目的

心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった場合に、障害者に年金の給付を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに障害者の生活の安定と福祉の向上を図ります。

加入資格

障害者の保護者であって、次に該当する場合

- ① 市内に住所があること
- ② 65歳未満であること
- ③ 特別の疾病または障害がないこと

障害者の範囲

将来独立して自活することが困難と認められる次のいずれかの障害者が対象となります。

- ① 知的障害者
 - ② 1級～3級の身体障害者
 - ③ 精神または身体に永続的な障害のある方でその障害の程度が①または②に掲げる人と同程度と認められる方
- 掛金** 加入または付加(2口目加入)したときの年齢により決まります。

給付内容

- ① 年金(加入者が死亡または重度障害の状態となったときに障害者に支給) 1口につき 月額2万円
 - ② 弔慰金(1年以上加入し障害者が加入者より先に死亡したとき、または加入者と障害者が同時に死亡したときに、加入者または遺族に支給)
- 加入期間1年以上5年未満 ↓ 5万円
 加入期間5年以上20年未満 ↓ 12万5千円
 加入期間20年以上 ↓ 25万円
- 手続き 福祉課へ。

国民年金保険料の口座振替「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」がお得です

問い合わせ

広島西年金事務所
☎ 082・232・4171
保険介護課 ☎ 2141

平成28年4月末の口座振替時に、割引額より大きな「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」の制度を利用することが可能です。

○前納制度を利用すると一番割引額が大きいき2年前納で約1万5千円の割引となります。

○前納分を含めた納付額はその年の社会保険料控除の対象となります。

(注1) 1年前納と2年前納の口座振替をご希望の方は、平成28年2月末までが申し込み期限となっています。早めに手続きをしてください。

(注2) 6カ月前納と1年前納は納付書でお支払いが可能です。2年前納は口座振替のみのご利用となっていますのでご注意ください。
詳しくは広島西年金事務所へお問い合わせください。